

芝浦労働組合の成立

き経験を有するものであつたので此の松本某の作事の手先にはならなかつたのである。

寧ろ松本氏の今日迄の悪い點を強く意識して斯くの如く同一工場に於て友愛會側技友會側と二つのものが存在して相反目するは労働階級全體の爲めに悲しむべき事であり、又斯くの如く同じ階級間に於て少なる感情の爲めに意志の疎通を缺くは、資木家に乘ぜられ不純分子の乗する處となるは必然であるとの強き意識の下に、約一ヶ年間の永き反目は此處に和解して一大合同の動機を進め、遂に現に既存の組合を解體して全く新しく新組合の成立を見るに至つたのである。

既成組合は直ちに組合解散の宣言を發表した、解散の組合は東京電機及機械工組合芝浦支部、蕨友愛會芝浦支部、芝浦技友會、立憲労働義會植ヶ浦支部、共隆會芝浦支部等の四組合であつた、が其の解散の宣言に「吾人は資木家に恐れて組合を解散するものではなくて、更に新しい力で資木家に對抗するの必要を認めだ爲めである」といふ一節があつたが此の一言を以て其の解散と合同との理由を説明するの必要はないと思ふ。兎に角、大組合主義の善惡の論議を別として、互に相反目し

て其處に合同の旨を得ざりし兩組合が一朝にして和解合同の實を結んだ事は日本の労働組合の前途の爲めに喜ぶ可き事ではなくてはならないと思ふ。そこからは連日連夜の合同準備委員會は開かれて人力も及ばざる努力の結果十一月十七日麻布四ノ橋兩座に於て發會式を開く事となつた。

當日入場者約一千五百名、議員並雜の餘地なく實に近來になき大盛會であつた。

満場異議なく拍手喝采を以て決したる名稱、會則、綱領、宣言、決議等が採擷されるに至るは、
會則 (たがひあつた)

- 一、本組合は芝浦労働組合と稱す
- 二、本組合は綱領、宣言、決議の遂行を以て目的とす
- 第三章 組合員及組織機關
- 三、本組合員は芝浦製作所に現職する日給従業者たることを要す
- 四、本組合の組織は一工場一分區と定め分區は自治制なるものとす
- 但し二以上合同と一分區となすことを得
- 五、本組合は左の委員會を置く